

# NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省



問い合わせ先  
(所属) 自動車技術安全部  
(担当) 技術課 吉田 廣瀬  
(技術課) 06-6949-6452

令和7年5月30日

## 不正改造は犯罪です。

～6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です～

近畿運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、6月1日(日)から30日(月)の1ヶ月間、自動車関係団体等と連携し、下記のとおり運動を展開します。

### 記

#### 実施の目的

- 安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、不正改造を認識していただき不正改造を「しない」・「させない」社会環境を構築する。
- 違法であるとの認識のないままに不正改造を行うユーザーや、車検時には基準に適合していても、車検後に不適合部品の取付けや装備義務のある部品を取外す不正改造を行う施工事業者に、不正改造は犯罪になることを認識してもらう。

#### よくある不正改造の事例

気が付かず基準不適合となる改造があります。取付け・変更した自動車部品が不適合とならないか注意してください。

- ① タイヤ及びホイール等(回転部分)の車体外へのはみ出し
- ② 不適切な灯火器及び回転灯の取付け、装着義務のある灯火器の取り外し
- ③ 騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し、基準不適合マフラーの装着
- ④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付、装飾板の装着
- ⑤ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し
- ⑥ 直前直左鏡(カメラ)及びモニターの取り外し
- ⑦ 基準外ウイング・スポイラーの取付け
- ⑧ ダンプ車荷台のさし枠の取付け、突入防止装置(リヤバンパー)の取り外し
- ⑨ シートベルト警報装置を解除する用品の取付け
- ⑩ 不正な二次架装



(マフラーが取り外されているもの)

